

平成25年度 第12回香取市農業委員会総会議事録

平成26年3月19日

平成26年3月19日(水)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第4号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
日程第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
日程第8 報告第4号 廃土処理(公共事業施行)事業届出について

1. 出席委員は42名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	14番	塙武久
15番	篠塚正悟	16番	浅野文男
17番	向後和夫	19番	野平謙一
20番	佐藤義男	21番	林弘
22番	宮田毅	23番	栗田元一
24番	伊藤はつ子	25番	大坂雅道
26番	星越清徳	27番	飯森茂
28番	高木彌	29番	大堀潔
30番	高木重樹	31番	高木哲吉

32番	栗	林	利	男	33番	菅	谷	晁
34番	伊	藤		寛	35番	椿		康弘
36番	本	宮	敏	雄	37番	宮	負	厚美
38番	菱	木	重	雄	39番	小	倉	新一
40番	多	田	晃	一	41番	大	須賀	常政
42番	三	橋	和	男	43番	小	林	一男

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

18番 高 木 甚 一

1. 事務局職員出席者

事務局長	鵜	澤	清	明	管理班長	篠	塚	和	広
農地班長	高	橋	重	正	副主幹	越	川	泰	克
主 査	伊	藤		健	主任主事	小	川	敦	弘

開会 午後 2時58分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、42名です。

欠席委員は、18番 高木甚一委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成25年度第12回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、19番 野平謙一委員、23番 栗田元一委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第8 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成26年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人が親より贈与を受けるためによる所有権移転であります。

整理番号2番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号3番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号4番、譲受人が耕作利便性向上のためによる所有権移転であります。

整理番号5番、譲受人が耕作利便性向上のためによる所有権移転であります。

整理番号6番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号7番、譲受人が親より使用貸借権の設定を受けるものであります。

整理番号8番、譲受人が耕作利便を図るためによる所有権移転であります。

整理番号9番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号10番、譲受人が耕作利便を図るためによる所有権移転であります。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 去る、3月13日、木曜日午後1時30分より市役所4階会議室において、第3班の事前審査会を10名全員出席で開催をいたしました。

提出されました農地法第3条の案件は10件であります。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号については、許可相当の要件を満たしているものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番ないし3番の3件について、議席番号13番 高城委員。

13番高城委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人と譲受人は親子関係であり、農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は親が経営移譲年金受給中のため、既に経営移譲を受けており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

整理番号2番及び3番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業生産法人として経営の安定化と規模拡大を図るために、申請地を譲り受けるものであり、今後も農地の良好な維持管理が確実であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、4番、5番の2件について、21番 林委員。

2 1番林委員 整理番号4番、5番について、関連がありますので一括して、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いが耕作の利便性を目的として農地交換するものであり、今後も農地の良好な維持管理が確実に行われると思っておりますので、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、6番について、23番 栗田委員。

2 3番栗田委員 現地調査及び書類審査をいたしました結果、譲受人の経営規模拡大のための申請であり、農地の耕作確約書も添付されておりますので、この申請は妥当と思われま

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、7番について、31番 高木委員。

3 1番高木委員 この申請は、譲渡人が本年1月に耕作利便を目的として農地交換を行いました

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、8番について、33番 菅谷委員。

3 3番菅谷委員 この申請は、譲受人が自作地に近い耕作利便の申請地を譲り受けるもので、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、9番について、34番 伊藤委員。

34番伊藤委員 この申請は、相続を受けた共有名義人が東京都に住んでおり、農地の管理が不可能なことから譲り渡すものであります。

なお、譲受人は地区の担い手農家であり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、10番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 申請地は、譲渡人が建売分譲地に転用目的で所有権移転を受け事業を進めておりましたが、会社経営が悪化したことにより事業を中止していたものであります。

今回、譲渡人が本事業を撤退するにあたり跡地利用を検討していたところ、申請地の近くに住む譲受人が規模拡大を図ることを目的に買い受けることで合意したものであります。

なお、譲受人は畑作面積、約150アールを経営する畑作専門農家であり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 議案第1号 4番、5番については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案でありますので、当該事案を分離して審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 4番、5番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 4番、5番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の2件を除く8件について審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第1号の2件を除く8件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第1号の2件を除く8件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります。許可例外規定施行規則第33条第4号のうち、地域において居住するものの日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと判断されます。

整理番号2番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります。許可例外規定施行規則第33条第4号のうち、地域において居住するものの日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと判断されます。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で倉庫用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で専用住宅及び進入路用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります。が許可例外規定施行規則第33条第4号のうち、地域において居住するものの日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと判断されます。

整理番号6番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号7番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、都市計画法上用途区域内第1種居住地域であり第3種農地と判断されます。

整理番号8番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、都市計画法上用途区域内第1種住居地域であり第3種農地と判断されます。

整理番号9番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

整理番号10番、転用を伴う所有権移転で賃貸住宅及び進入路用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

整理番号11番、転用を伴う所有権移転で宅地分譲用地とのことであります。

申請地は、都市計画法上用途区域内第1種住居地域であり第3種農地と判断されます。

なお、事前審査会において、現地は確認済みであります。

以上でございます。よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班班長 小倉新一委員。

39番小倉委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は11件であります。

審査結果について報告いたします。

整理番号4番、9番、10番、11番については現地調査済みであり、その他の案件につきましても実効性等問題はないとの意見でありましたことから、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番、2番の2件について、7番 石橋委員。

7番石橋委員 1番について、ご説明いたします。

これは、〇〇のちょうど真ん中あたりに〇〇があるのですが、その〇〇から〇〇〇〇の方面に行った住宅地の中にある畑でございます。

譲受人は結婚を機に実家の隣接地へ住宅を建築する計画とのことであります。

造成工事を行わず、用水は水道、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流するとのことです。

隣接農地耕作者への説明も問題なく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、2番について、ご説明申し上げます。

この場所は、やはり〇〇の〇〇〇〇沿いの沿線、そこから〇〇メートル位入った畑でございます。

譲受人は、現在アパートにて生活しておりまして、そこが手狭なために親の土地を使用貸借し、住宅を建築するという計画でございます。

用水は上水道、汚水雑排水は下水道に放流と、雨水は敷地内浸透及び道路側溝へ放流とのことでございます。

隣接農地所有者への説明もしてあり問題はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、

特に問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、3番、4番の2件について、13番 高城委員。

1 3番高城委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇の隣りになります。

譲受人の夫は鍛冶職人をしており、自宅の周辺で倉庫建築を考えていたところ隣接地が取得できるとのことであったため今回の申請に至ったものです。

用水はなく、雨水は宅地内処理とのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり問題はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

続きまして、整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇という〇〇があります。その隣りにある所です。

譲受人は隣接地で太陽光発電を行っており事業拡大のため太陽光発電設備用地とする計画です。

雨水は敷地内浸透及び道路側溝へ放流とのことです。

隣接農地はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、5番について、14番 塙委員。

1 4番塙委員 譲受人は結婚の予定があるため、実家の近隣で場所を探していたところ、申請地を譲っていただけるといことになりました。申請地へ住宅を建築するという事で今回の申請に至りました。

用水に関しては水道、汚水・雑排水等は合併浄化槽で処理後水路へ放流するとのことです。地元土地改良区の同意書の添付をしてあり問題はなく、雨水は宅地内処理とのことです。

また、隣接農地所有者への説明も事前にしてあり、資金計画、造成計画についても適切であり、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、6番ないし8番の3件について、27番 飯森委員。

27番飯森委員 それでは、整理番号6番から8番の3件について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、最初に整理番号6番について、ご説明申し上げます。

この場所につきましては、JR小見川駅から〇〇〇〇の〇〇〇〇に向かった〇〇〇〇がありましたけれども、そこの反対側に入った住宅地の中にある畑でございます。

譲受人は自宅敷地が狭いため、隣接地を駐車場とする計画です。

雨水は宅地内処理とのことです。

隣接農地につきましては、譲渡人のものであり問題はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号7番について、ご説明申し上げます。

この場所は、小見川の〇〇、〇〇〇〇がございますが、そこから〇〇に約〇〇メートルほど行った〇〇〇〇の近くになります。

譲受人は現在、実家に両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため親の土地を譲り受け住宅を建築する計画です。

用水は上水道、汚水雑排水は下水道に放流、雨水は道路側溝へ放流とのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり問題はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号8番について、ご説明申し上げます。

ここは、〇〇〇〇を〇〇方面に向かい町の中に〇〇〇〇の〇〇〇〇がございますけれども、そこを左折したすぐの所で住宅地に囲まれた地域です。

譲受人は地元に戻り、親の面倒を見るため、実家、親の土地を借りて、この申請地へ住宅を建築する計画です。

用水は上水道、汚水雑排水は下水道に放流、雨水は宅地内処理とのことです。

隣接農地は親のものであり問題はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、9番、10番の2件について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 それでは、整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇の信号より〇〇〇〇方面へ〇〇メートルほど行った場所であります。

譲受人は現在、嫁の実家に両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため住宅を建築する計画です。

用水は上水道、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流し、雨水は宅地内浸透とのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり問題はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続いて、整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、先ほどの場所の隣りです。

譲受人は親の面倒を見るため、自宅の隣接へ住宅を建て、親へ賃借する計画です。

用水は上水道、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流し、雨水は宅地内浸透とのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり問題はなく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上です。よろしくお願ひします。

議 長 次に、11番について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇のちょうど隣りになり〇〇〇〇より〇〇メートル位〇〇側に行った所です。

譲受人は不動産業を営んでおり、申請地付近は病院や学校等が近く立地条件が良いため、宅地分譲用地とする計画です。

雨水は敷地内浸透とのこと、隣接農地所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画、造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めます。

平成26年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成25年度第12次農用地利用集積計画、1番から154番までの設定であります。

賃借権の設定、新規54件、263,180㎡、このうち田は239,808㎡、畑は23,372㎡であります。

賃借権の再設定、100件、344,841㎡、このうち田は339,910㎡、畑は4,931㎡であります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議 長 議案第3号 37番、39番については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案でありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 37番、39番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 37番、39番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号の2件を除く152件について、審議いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の2件を除く152件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号の2件を除く152件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可処分取消願の提出があったので、許可処分の取消について審議を求める。平成26年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

これは、平成25年12月19日付で、3条を許可しましたがお互い契約上、金額が不一致のため不成立ということで取消の申請がありましたので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案4号は、取消し相当と認めることに決定いたします。

◎日程第5 報告第1号から報告第4号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成26年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、3件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成26年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、10件であります。

報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。平成26年3月19日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第4号でございますが、3月18日付で〇〇〇〇から申請の取下げがありましたので報告いたします。

以上でございます。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時38分